

平成28年12月8日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ネ)第2133号 損害賠償請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所明石支部平成27年(フ)第41号)

口頭弁論終結日 平成28年10月20日

判 決

神戸市西区森友2丁目47

控訴人(原告) 日本水機調査株式会社

同代表者 代表取締役

[REDACTED] 工藤展久

同訴訟代理人弁護士

相川大輔

栃木県佐野市栃本町1051番地

中里建設株式会社

被控訴人(被告)

[REDACTED]

同代表者 代表取締役

杉浦幸彦

同訴訟代理人弁護士

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、550万円及びこれに対する平成27年2月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人との間で控訴人が開発した上水道配水管内の洗浄に関する特殊な工法の普及及び業務管理を委託する旨の契約を締結し、その

中で被控訴人の秘密保持義務を定めたところ、被控訴人が①同義務に反して、上記工法に関する秘密を漏洩したとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、又は、②取引を装い、上記工法に関する施工方法や技術情報に関する秘密を不正に取得したとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被控訴人に対し、逸失利益 500 万円及び弁護士費用 50 万円の合計 550 万円並びにこれに対する不法行為後で訴状送達の日の翌日である平成 27 年 2 月 27 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

## 2 原審判断及び控訴人の控訴

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

## 3 原判決の引用

前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、次のとおり補正し、後記 4 のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第 2 の 1 ないし 3（原判決 2 頁 3 行目から 4 頁 19 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決 3 頁 2 行目の「秘密」を「本件条項の『本契約を履行する過程で知ることができた事項』（以下『本件秘密』という。）」と、3 行目の「秘密」を「本件秘密」と、4 行目の「本件工法」を「S C O P E 工法」と、5 行目の「損害額」を「損害の発生及び額」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決 3 頁 7 行目、12 行目の「秘密」を「本件秘密」と、9 行目の「別紙秘密目録」を「原判決添付の別紙秘密目録」と改める。
- (3) 原判決 3 頁 14 行目及び 24 行目の各「争う。」を「否認ないし争う。」に改め、14 行目の「公然と実施し、かつ」を「茨城県結城市の工事現場において、S C O P E 工法を公然と実施したこと」と改め、15 行目の「や公然実施」を削除し、16 行目の「原告が」の次に「、本件情報につき、」を

加え、17行目の「秘密とはいえない」を「本件秘密に当たるとはいえない」と改める。

(4) 原判決3頁18行目の「秘密」を「本件秘密」と、20行目の「下野市」を「栃木県下野市」と、同行目の「板東市」を「茨城県坂東市」とそれぞれ改め、22行目末尾に「これは、本件秘密を漏洩したことに当たる。」を加え、25行目の「秘密の漏洩」を「本件秘密の漏洩」と改める。

(5) 原判決4頁1行目の「本件工法」を「SCOPE工法」と改め、3行目末尾に改行の上、以下の文章を加え、4行目冒頭の「被告が」を「以上の事情からして、被控訴人が」と、同行目の「締結したのは、原告からSCOPE工法に関する技術情報」を「締結したのは、自ら同工法に係る事業を行う意図を持って、控訴人から同工法に関する技術情報」とそれぞれ改める。

「被控訴人代表者は、被控訴人の従業員らに対し、被控訴人自らSCOPE工法に係る事業を行うため、同工法の施工の手順や方法など、控訴人から教わった技術情報を記録するよう命じるとともに、洗管用ボールを自社開発するよう指示し、また、平成22年8月、被控訴人において本件契約の履行を担当していた [ ] (以下「[ ]」という。) が被控訴人を退社するに当たり、同契約に関してこれまで取得した技術情報を記録して、データサーバー内に残すよう指示した。なお、被控訴人は、同工法に係る技術情報を取得した後、本件契約を解除している。」

(6) 原判決4頁8行目の「否認する。」を「否認ないし争う。控訴人が主張する技術情報は、控訴人が、本件契約を締結する前、茨城県結城市の工事現場でSCOPE工法を公然と実施したことにより、公知のものとなっていたし、それ自体常識的に思いつくものであって、実質的に秘密とまではいえない。したがって、本件秘密に当たるものではない。そうすると、被控訴人が、これを取得することに違法性はない。なお、」と、9行目の「[ ]」を「[ ]」とそれぞれ改める。

(7) 原判決4頁1-2行目の「損害額」を「損害の発生及び額」と改める。

#### 4 当審における当事者の補充主張

(1) 争点(1)（控訴人の主張する事項が本件秘密に当たるか）について

##### ア 控訴人

(ア) 本件条項は、本件秘密について、「本契約を履行する過程で知ることができた事項」と定めており、「秘密」とは記載していない。また、控訴人と被控訴人との間では、何が本件秘密に当たるか明確であったから、これを不正競争防止法上の「営業秘密」のように限定的に解釈する必要性がない。したがって、これを不正競争防止法上の「営業秘密」と同義に解釈して、①非公知性、②秘密管理性、③有用性を要求する必然性はない。

(イ) 被控訴人は、控訴人と本件契約を締結する前、配水管を始めとする、水道管の内部をカメラで調査するような仕事をしたことはなく、バルブを操作したりポンプを操作して水道管に水を流し込む仕事をしたことになかった。被控訴人は、控訴人と本件契約を締結して初めて、水道管の洗管事業に従事し、その内容を知ることができた。

(ウ) 控訴人は、SCOPE工法を訴外ポリュニオン株式会社と共同開発するに当たり、500万円以上のコストを費やして開発した実流装置を用いて、PCボールを水道管内に流す実験を繰り返し、PCボールを水道管内に流す技術や堆積物の除去に関する本件情報を習得した。また、実地の工事を通じても、本件情報を習得したもので、これらは有用な情報である（有用性）。

控訴人代表者は、SCOPE工法の開発、実施の過程で得た失敗の経験を、「SCOPE工法今後の課題とノウハウ」とのタイトルでマイクロソフトエクセルのファイルにまとめた上、当該ファイルの表紙となるページに記載されたタイトルの右隣に「秘」の文字を付し（甲5），か

つ、当該データを控訴人代表者の所有するＵＳＢフラッシュディスクの中にのみ保存して、控訴人代表者が、日常的に所持していた。また、控訴人代表者は、ＳＣＯＰＥ工法のうち、カメラ調査における手順や使用機材の種類・形状を、「ＳＣＯＰＥ工法 不断水管内カメラ事前調査」と題する資料にまとめ（甲9），表紙となるページに記載されたタイトルの下に「特別保管資料」と明記して、同データを上記ＵＳＢフラッシュディスクの中にのみ保存していた（秘密管理性）。

控訴人は、これらのデータをインターネット上に公表、流布したことなく、控訴人の従業員ですら日常的に目にすることことができなかつた（非公知性）。

また、本件情報は、当該ファイルの内容から抽出したものである。

(エ) したがって、本件情報は、本件条項で漏洩が禁止されている本件秘密に当たる。

#### イ 被控訴人

(ア) 控訴人の前記ア(ア)の主張は、否認ないし争う。本件秘密について、不正競争防止法上の「営業秘密」と同義に解することが相当である。控訴人も、原審において、本件条項で漏洩が禁止される本件秘密を、不正競争防止法上の「営業秘密」の解釈と同様に解することを前提として訴訟追行していた。

(イ) 控訴人の前記ア(イ)の主張は、否認ないし争う。被控訴人は、控訴人と一緒に作業をする前から、古い埋設された石綿管を掘り返して新管に取り換える工事を請け負っていた。また、平成19年6月に竣工した栃木県佐野市発注の水道工事において、同市の作業仕様に従って埋設後、「ポリピグ」という硬質ポリウレタン製のピグを用いて管内洗浄を行っている。したがって、被控訴人は、本件契約の締結前から、水道管の洗管事業について知っていた。

(ウ) 控訴人の前記ア(ウ)の主張は否認ないし争う。本件情報は、控訴人が主張するファイルに記載されているものではない。また、控訴人は、本件契約を締結した平成20年9月より前の同年6月5日、茨城県結城市の工事現場において、被控訴人とともにSCOPE工法のデモンストレーションを行っている。被控訴人は、その工事において、控訴人から、本件情報を伝えられているから、本件情報には非公知性がない。また、本件情報は、上水道管の洗浄を行う工事業者であれば誰でも、常識的に思いつくことであるから、有用性を欠く。

したがって、本件情報は、本件条項で定める本件秘密に当たらない。

## (2) 争点(2)（被控訴人が本件秘密を漏洩したといえるか）について

### ア 控訴人

(ア) 被控訴人が現在実施しているアクアピグ工法は、①地下式消火栓下にあるボール式補修弁から洗浄用のピグを投入して、水道管内を洗浄する工法である、②投入するピグが、球形であるとともに伸縮性を持った形状を備えており、表面に特殊なコーティングをすることで、管内部との摩擦力を高める構造を備えている、③水道管本管に対する掘削、切管作業、立杭構築等の土木工事を必要とせず、また断水や交通規制等による日数を抑制し、工事による振動・騒音等により住民生活に及ぼす影響を最小限にとどめることができる、④洗浄可能な水道管の口径が、 $\phi 75\text{ mm} \sim 200\text{ mm}$ 未満である、という点で、SCOPE工法と同様の特徴を有している。また、⑤洗浄に先立ち、カメラを使用して配水管の状態を確認する、⑥ランチャー、キャッチャーの部位の形状がSCOPE工法と同様の形状となっている、という点でも、SCOPE工法とほぼ同じである。

したがって、被控訴人が、本件契約の終了後、上記のとおりSCOPE工法と同様のアクアピグ工法を実施すること自体、本件契約を

履行する過程で知り得た事項（本件秘密）を漏洩することに該当する。

(イ) 被控訴人は、本件契約終了後の平成25年2月21日、栃木県下野市において、また、同月25日～27日に茨城県坂東市において、それぞれアクアピグ工法による工事を実施した。したがって、被控訴人は、本件秘密を用いて、これを工事の相手方たる業者や自治体に公開したもので、本件条項に基づく債務の不履行がある（民法415条）。

イ 被控訴人

(ア) 控訴人の前記ア(ア)の事実のうち、被控訴人がアクアピグ工法を実施していることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 控訴人の前記ア(イ)の事実のうち、被控訴人がアクアピグ工法による工事を実施したことは認め、その余は否認ないし争う。

(3) 争点(3)（被控訴人が控訴人からSCAPE工法に関する情報を取得したことの違法性）について

ア 控訴人

(ア) 被控訴人は、技術情報を違法に取得する意図で、控訴人と本件契約を締結し、それ以後、被控訴人の従業員である■を通じて控訴人から技術情報を取得した。また、被控訴人は、■が平成22年8月に被控訴人を退社するに当たり、■に対し、控訴人との工事の際に覚えた情報を残していくよう指示した。■は、これに応じてマイクロソフトエクセルのデータに控訴人から得た技術情報を記録し、被控訴人社内のデータサーバーに残した。

(イ) 被控訴人による上記情報の取得は、違法であって、不法行為を構成する（民法709条）。

イ 被控訴人

(ア) 控訴人の前記ア(ア)の主張は、否認ないし争う。本件秘密に該当するような情報を取得して初めて違法といえるが、被控訴人の取得した情報は、本件契約の締結前に公開されていたものであり、いずれも公知のものである。

(イ) 控訴人の前記ア(イ)の主張は、争う。

#### (4) 争点(4)（控訴人の損害の発生及び額）について

##### ア 控訴人

(ア) 被控訴人は、本件契約終了後の平成25年2月21日、栃木県下野市で、また、同月25日～27日に茨城県坂東市で、それぞれSCOPE工法と同様のアクアビグ工法による工事を実施した。控訴人が実施するSCOPE工法は、水道管本管に対する掘削、切管作業、立杭構築等の土木工事を必要としない画期的な工法である。したがって、控訴人が、本件契約終了後、栃木県及び茨城県内で自ら営業活動を行えば、確実にこれら2件の工事を受注できた。しかし、控訴人は、被控訴人の上記債務不履行ないし不法行為により、上記2件の工事を実施する機会を奪われた。

(イ) 控訴人においてSCOPE工法を実施した場合、当該工事に係る売上げの40%相当が利益となる。控訴人は、被控訴人の上記2件の工事によって、同各工事ができなくなり、500万円を下らない損害を被った。

##### イ 被控訴人

控訴人の上記主張は、否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 原判決の引用

当裁判所も、控訴人の本件請求は、理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において、当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1

及び2（原判決4頁21行目から7頁20行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁21行目の「秘密」を「本件秘密」と改め、5頁4行目の末尾に「したがって、本件秘密は、①非公知性、②秘密管理性、③有用性を満たす必要があると解するのが相当である。」を加え、15行目の「[ ]」を「[ ]」と改め、16行目の「証人 [ ] 29～33頁」の次に「、なお、人証はいずれも原審である。以下同じ」を加える。
- (2) 原判決6頁18行目、19行目の「秘密」を「本件秘密」と、22行目の「本件工法」を「SCOPE工法」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決7頁3行目の「訴状」を「本件訴状」と改める。
- (4) 原判決7頁8行目の「損害額」を「損害の発生及び額」と改める。

## 2 当審における当事者の補充主張に対する判断

- (1) 争点(1)（控訴人の主張する事項が本件秘密に当たるか）について

ア 控訴人は、被控訴人が、本件契約終了後、栃木県下野市や茨城県坂東市の工事現場においてアクアピグ工法を用いて配水管洗浄工事を実施したことについて、本件契約を履行する過程で知り得た事項を、工事の相手方たる業者や自治体に漏洩したものであると主張する。

イ 確かに、本件契約の終了後、被控訴人がアクアピグ工法による配水管洗浄工事を実施したことは争いがない。

しかし、本件条項で漏洩が禁止される本件秘密とは、当事者の合理的意思からして、契約上秘密として保護すべき実質、すなわち、①非公知性、②秘密管理性、③有用性を備えたものであることを要し、②秘密管理性については、控訴人が被控訴人に対し、秘密として指定したものであることを要すると解するのが相当である。これに対し、控訴人は、原審において一貫して上記解釈を前提とした主張・立証をしていながら、当審において唐突に、これと異なる解釈を前提とした主張をするところ、同主張は、前

記1(1)による補正後の原判決第3の1(1)及び(2)で認定説示したところに照らして採用できない。

そこで、上記解釈を前提として検討するに、控訴人は、本件契約を締結する前の平成20年6月、茨城県結城市的工事現場において、被控訴人とともに、公然とSCOPE工法を実施していたもの（甲21、乙8）、これにより、本件情報のうち、少なくとも原判決添付の別紙秘密目録記載1を除く情報は、上記①の非公知性を欠くに至っていたといえる（控訴人代表者19頁）。また、本件情報のうち、同目録記載の5(1)ア以外の情報は、少なくとも上記②の秘密管理性を欠いており、同5(1)アの情報は、上記③の有用性を欠いている。以上の事情からして、本件情報が、いずれも本件秘密に該当しないことは、原判決を補正の上引用して認定説示したおりである（前記1(1)による補正後の原判決第3の1）。

したがって、控訴人の上記主張は、採用できない。

## (2) 争点(2)（被控訴人が本件秘密を漏洩したといえるか）について

ア 控訴人は、前記第2の4(2)アのとおり、被控訴人が、本件契約の終了後、アクアピグ工法を実施すること自体、本件契約を履行する過程で知り得た事項（本件秘密）を漏洩することに該当すると主張する。

イ 確かに、被控訴人が、本件契約の終了後、アクアピグ工法による配水管洗浄工事を実施したことは争いがない。しかし、被控訴人が、アクアピグ工法を実施した際、本件情報を用いているとは限らず、仮に本件情報を用いたとしても、本件情報は、本件条項で漏洩が禁止された本件秘密には当たらないことは、前記(1)で認定説示したとおりである。

また、同工事の施工が、直ちに本件情報を漏洩したものと同視できないことも、原判決を補正の上引用して認定説示したとおりである（前記1(2)による補正後の原判決第3の2(1)）。

したがって、控訴人の上記主張は、採用できない。

(3) 争点(3)（被控訴人が控訴人から S C O P E 工法に関する情報を取得したことの違法性）について

ア 控訴人は、前記第2の4(3)アのとおり、被控訴人は、技術情報を不正に取得する意図で、控訴人と本件契約を締結し、それ以後、被控訴人の従業員である [ ] を通じて、控訴人から技術情報を取得したと主張する。

イ しかし、被控訴人の行為に、不法行為としての違法性が認められるためには、被控訴人が、上記①②③を備えた本件秘密を取得したことをするが、そもそも控訴人が本件秘密に当たると主張する本件情報が、本件秘密には当たらないことは、前記(1)で検討したとおりであって、控訴人の主張は、その前提を欠く。

したがって、控訴人の上記主張は、採用できない。

### 3 結論

以上の次第で、控訴人の本件請求は、その余の判断に及ぶまでもなく理由がないから棄却すべきである。

よって、これと同旨の原判決は、相当であり、本件控訴は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

中 村

哲

裁判官

石 原 稔 也

裁判官 金子 隆雄

これは正本である。

平成 28 年 12 月 8 日

大阪高等裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 武用真

